

学校いじめ防止基本方針

2024 年 5 月 22 日



生駒市立俵口小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、そのいじめには、いじめの被害者である児童といじめを行った児童の他に、いじめには行為を直接実行せずとも、さまざまな理由によっていじめを傍観している児童が存在する。傍観児童の存在は、それ自体がいじめ行為を定着させ、あるいは強化させる可能性がある。いじめの傍観者はいじめの加害者に準ずる存在である。たとえいじめを制止することができなくても、教師や保護者に相談するなどして、いじめの解消に関与することができる。いじめの傍観者がいじめの監視者となれば、いじめのない学校づくりにおおいに貢献できる。そのためにも、いじめを放置しない環境づくりが大切である。

そこで、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめが起きた場合の対処を、組織的かつ実効的に推進するために平成27年4月に策定した本校のいじめ防止基本方針を効果的に推進するため、施行状況を検討し、一部を改訂した。

そして、いじめ問題の克服に向け、全教職員が一体となって、すべての児童が、心豊かに安心して生き生きと生活できる学校づくりを進める。

2 いじめの定義

いじめは、一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条に基づく）

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校の児童、及び塾やスポーツクラブなど当該児童が関わっている仲間や集団などを意味する。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、物を隠される、物を壊される、嫌なことを無理やりさせられることなどを意味する。

※「影響を与える行為」にはインターネットを通じて行われるものを含む。

3 いじめに関する基本的認識

◆いじめは、どのような理由があっても許されない重大な人権侵害である。

「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、当該児童を孤立させ、いじめを深刻化する。いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、その後の人生を左右する場合があることについて、児童が十分に理解できるようにする。いじめられた児童の立場に立って指導にあたるのが、すべての児童の人権意識を高め、いじめの克服につながる。

◆いじめは、どの児童にも起こり得る問題である。

国の調査(※)で、約9割の児童生徒が、「仲間はずし、無視、悪口」によるいじめの被害経験も加害経験もあることが明らかになった。いじめは特定の児童だけの問題ではなく、多くの児童が、入れ替わりながらいじめの被害者にも加害者にもなり得るという認識を持つ。

※国立教育政策研究所が、15年間にわたり小学校4年生～中学3年生の延べ14万人の児童生徒を対象に行った追跡調査。(平成25年7月 国立教育政策研究所「いじめの追跡調査」)

◆いじめは、その背景に児童の抱えるストレスが強く関わっている。

いじめに向かう児童の多くは、学校や家庭生活、及び人間関係等で何か不満を抱えており、他人を傷つけ一時的にでも不満を解消しようとする行為がいじめ加害となる。行為の背景にあるストレスの改善、またはストレスを緩和する支援が必要である。

◆いじめは、発見が難しい問題である。

いじめは、わかりにくい形で行われることが多い。また、被害児童は、誰にも相談できず、悩みを一人で抱え込んでいる場合も多い。「大丈夫」「些細な事」と即断せず、複数の教職員で状況を多面的に把握し、いじめを見逃さない。

◆いじめは、早期発見だけではなく未然防止の取組が重要である。

いじめは、どの児童にも起こり得る。そのため、すべての児童を対象にした未然防止の取組が必要である。児童が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられる居場所づくりと、互いのことを認め合い心のつながりが感じられる絆づくりが有効である。

◆いじめは、学校、家庭・地域・関係機関が連携して取り組むべき問題である。

児童の悩みや相談を、より多くの大人が受け止められるネットワークが大切である。児童の様子をいち早くキャッチした者が、児童をとりまく関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

4 いじめ防止のための体制

(1) いじめ防止等のための組織

「法」第22条に基づき、本校に「俵小委員会」を設置する。「俵小委員会」は、学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見、及びいじめが起きた場合の対処等に関する措置を組織的かつ実効的に行う。

【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめ防止に係る取組が、学校教育全体で組織的・計画的に行われるよう、いじめ防止等の年間計画を定める。この年間計画には、本基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか点検し見直すPDCAサイクルを含む。

【別紙2】

5 いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。この取組は、本校の部会（研究部、人権部、子ども部、特別活動部）を中心に、学校の教育活動全体を通じて推進する。

【未然防止の基本的取組】

- 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
- ルールとマナーを守れるようにする
- 互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる
- 活動をととして集団の一員としての自覚や自信を育む
- いじめを直接制止できなくても、いじめをやめさせるために自らにもできることがあるという認識を持たせ、いじめへの感度を高める

【研究部】

基礎的・基本的な内容を身に付け、自分の考えを持つ子、考えをまとめ表現する子、めあてを持って考えを深める子を目指した教育の推進。

- 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、指導法の工夫に取り組む。
- 他者と交流しながら考えを深める力を着実に育てる。
- 筋道を立てて考え表現する活動を通して、思考力・判断力・表現力を高める。

【子ども部】

ルールとマナーを守る子、仲間を大切にする子、互いのちがいを認め合う子を目指した教育の推進。

- 児童に関する課題を共有し、全職員でルールの徹底とマナーの育成に取り組む。
- 自己の成長を振り返り、よさを認め、実感できる取組を充実させる。
- 多様な交流・体験的学習を通して、互いを理解し認め合う大切さを学ばせる。

【特別活動部】

みんなと話し合い解決する子、人とかかわる喜びをもつ子、みんなと進んで運動する子を目指した教育の推進。

- 話し合い活動を活性化し、自主的・自発的に問題を解決する力を伸ばす。
- 集団でのかかわりの場を通して、社会性を育て、自己有用感を高める活動を工夫する。
- 「体づくり運動」の充実と、体力・運動能力向上の取組をすすめる。

6 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、及び大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候もいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

- いじめ早期発見・早期対応マニュアルを活用し児童の様子を見守る。【別紙3】
- 日記やノート、休み時間や放課後の雑談などで、生活の様子、交友関係、悩みを把握する。
- 毎月の生徒指導部会で、児童に関する情報交換を行い実態の把握に努める。
- 全校児童を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
- 保護者向けに、いじめのサイン発見シートを配布する。【別紙4】
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止め、相談しやすい体制をつくる。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、俵小委員会を活用して行う。

7 いじめへの対処

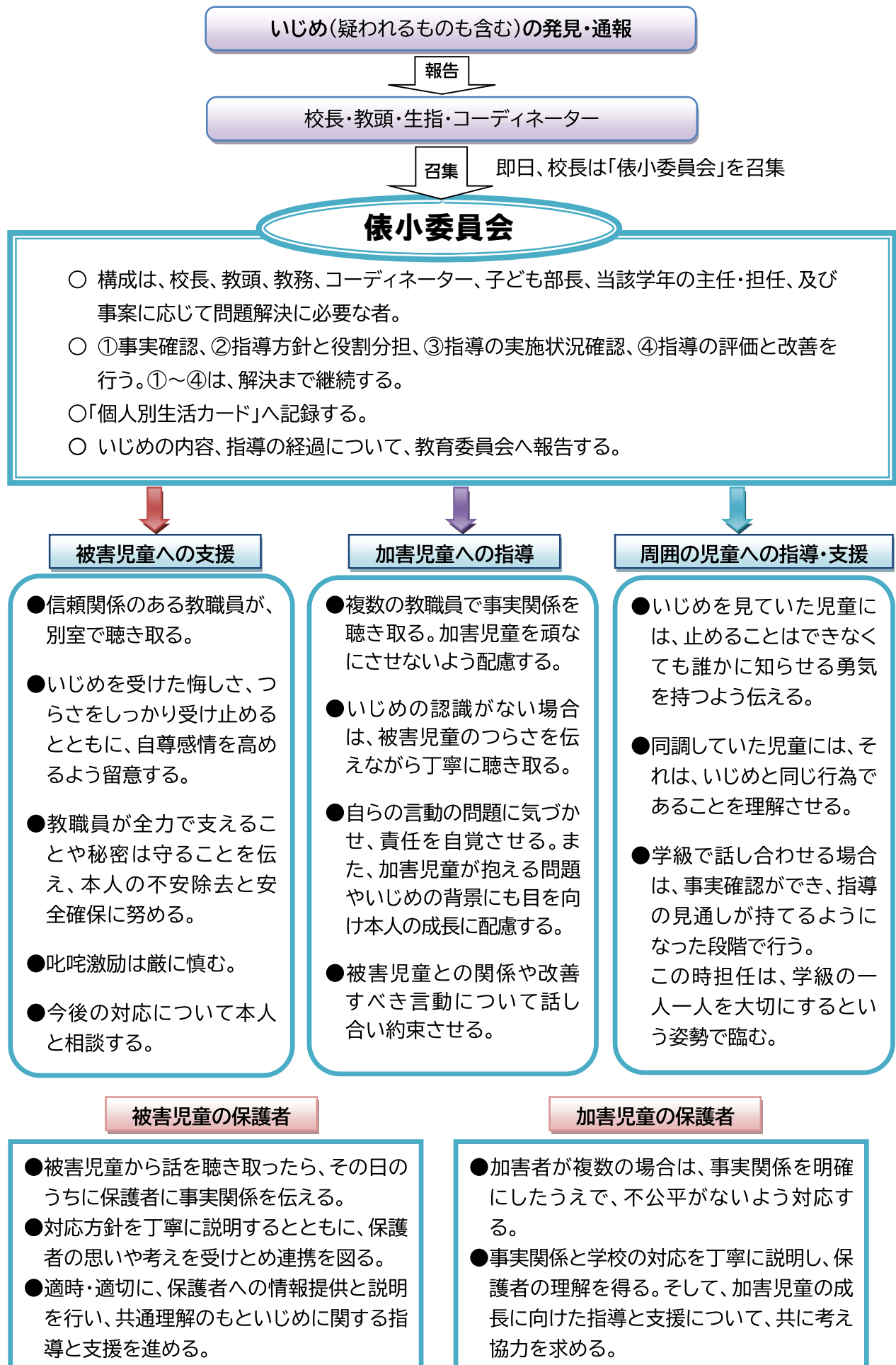
いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに俵小委員会を開き組織的に対応する。

被害と加害に関する的確な事実確認に基づき、被害児童を守るという姿勢で対処する。加えて、児童の状態に合わせた継続的なケアを行うとともに、いじめによって欠席を余儀なくされている児童の学習が継続できるよう適切な支援を行う。また、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関と連携の下で取り組む。

【いじめへの対処フロー】



8 家庭・地域との連携

- 学校のいじめ防止基本方針とその取組について、保護者会、学校運営協議会、学校ホームページや学校だよりを活用して、保護者と地域住民へ積極的に発信する。
- 家庭、地域、関係機関と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- いじめの事案によって、教育委員会と情報共有のもと、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県の生徒指導支援室、児童相談員及び関係機関（警察、ゆう等）と連携して対応する。

9 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 （「法」第 28 条第 1 項第 1 号）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、以下の場合である。

- ◆児童が自殺を企図した場合
- ◆身体に重大な傷害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合
- ◆精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより、児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき （「法」第 28 条第 1 項第 2 号）

「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校が、該当の可否を判断する。

- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき （「法」に対する付帯決議 平成 25 年 6 月 19 日衆議院文部科学委員会）

その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態として報告・調査に当たる。

（２）重大事態であると判断した場合の対処

- ① 報 告 学校は、速やかに教育委員会に報告を行う。
- ② 調査組織の設置 市教育委員会が調査を行う主体を学校とした場合は、次項に沿って調査を行う。調査主体を学校以外とした場合は調査に全力で協力する。
- ③ 調査の実施 調査のための組織は、アンケートや聴き取りなどの方法で事実関係を調査する。事実関係とは、「いつ、だれから、どのように行われたか」「いじめを生んだ背景や児童の人間関係」「学校・教職員の対応」等である。
- ④ 報 告 市教育委員会及びいじめを受けた児童とその保護者に調査結果を報告する。（「法」第 28 条第 2 項）また、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ⑤ 措 置 校長は、調査結果を受け必要な措置を迅速に講じる。

俵 小 委 員 会

1. 目的

いじめへの対処、不登校児童への支援、アレルギー等身体面での配慮、その他児童に関する問題への対処など、特定の教職員だけでは困難な課題について、学校が組織的・実効的に取組を進めるために俵小委員会を設置する。

2. 役割

- いじめ防止基本方針に基づき、学校全体を視野に入れた取組の計画と検証を行う。
- 相談や通報の窓口となる。
- 児童の問題や配慮を要する児童に関する情報を収集・記録し教職員全体の共有を図る。
- 問題を認知した時は緊急会議を開き、対応を組織的に実施するための中核となる。

3. 実施要領

いじめ防止 の取組推進	構成	校長、教頭、教務、コーディネーター、部会の部長・主任
	内容	学校の教育活動全体を通していじめ防止の取組が進むように、学校評価での成果と課題をもとに、未然防止に関する教育活動を提案し、部会、職員会議の協議を経て推進計画に位置付ける。
いじめ問題への対処 ○不登校児童への支援 ○その他児童に関する問題への対処	構成	校長、教頭、教務、コーディネーター、子ども部の部長、当該学級担任と学年主任、及び事案に応じて問題を解決する上で必要な者
	内容	教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図り、組織的な取組を推進する中核となる。 ①事実関係や実態の確認 ②指導や支援の方針と役割分担 ③実施状況の確認 ④取組の評価と改善
アレルギーや身体面で配慮を要する児童への支援	構成	校長、教頭、教務、養護教諭、コーディネーター、当該学級担任
	内容	アレルギーや身体面で配慮を要する児童について ①保護者と、「学校生活管理指導表」(主治医記入)をもとに、学校での対応について確認する。(個別支援プランを作成する。) ②必要な児童には緊急対応マニュアルを作成する。 ③職員全体の共通理解を図る。 ④児童に関する資料・情報の管理・引継ぎが確実にできるよう、健康配慮ファイルに学校生活管理指導表のコピーと個別支援プランを保管する。 ⑤担任と連携して対応状況を把握する 12月～1月 次年度入学する配慮を要する児童の保護者と面談 3月 職員会議で該当児童について報告(コーディネーター身体・生活) 3月 配慮を要する在籍児童の保護者と面談 4月 入学式後から給食開始前日までに配慮を要する在籍児童の保護者と学級担任との面談・打合せ

月	未然防止の取組	早期発見の取組	職員研修及び取組の評価
4	・一人一人を大切にする 学級づくり	・児童に関する情報交換	・部会の推進計画策定 ・人権教育推進計画策定 ・道徳教育推進計画策定
5	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・人権教育・道徳教育の計画と実施(年間を通して実施)	・各学級児童に関する情報共有 ・保護者との個人懇談 ・いじめに関するアンケート 学年の情報交換 子ども部での集約	・児童理解の研修会 ・アンケートを活用した指導及び取組の検証
6	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・いじめ防止月間 ・人権教育授業 ・特別支援学校児童との交流	・いじめのサイン発見シート配布 学年の情報交換 子ども部での集約	・アンケートを活用した指導及び取組の検証
7	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・アンケートをもとにした指導(個別指導と支援・学級指導) ・1学期の生活を振り返る指導	・保護者との個人懇談 学年の情報交換 子ども部での集約	・取組の中間評価 ・スクリーニング会議
8			・人権教育の実践研修 ・他者理解に関する研修 ・スクリーニング会議
9	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・特別支援学校児童との交流	学年の情報交換 子ども部での集約	
10	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・運動会に向けた指導(協力と互いの成長の認め合い) ・人権作文	・教育相談 学年の情報交換 子ども部での集約	
11	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・高齢者との交流	・いじめに関するアンケート 学年の情報交換 子ども部での集約	・アンケートを活用した指導及び取組の検証
12	・アンケートをもとにした指導(個別指導と支援・学級指導) ・2学期の生活を振り返る指導 ・特別支援学校児童との交流	・保護者との個人懇談 学年の情報交換 子ども部での集約	・取組の中間評価
1	・ふれあいタイム(たてわり活動) ・ネットモラル学習	学年の情報交換 子ども部での集約	・各学年の人権教育の取組報告会
2	・ふれあいタイム(たてわり活動)	・教育相談 学年の情報交換 子ども部での集約	・学校評価 ・取組の検証と見直し
3	・3学期の生活を振り返る指導	・次年度に向けた児童に関する情報共有	・児童の成長点と課題についての研修会

いじめ早期発見・早期対応マニュアル

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。
些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあります。

いじめの萌芽に気付きましょう ～普段と違った様子・行動に気を付けて～

登下校時

- ・登校を渋る
- ・他の子の荷物を持っている
- ・持ち物や衣服が汚れている
- ・表情がさえない



授業中

- ・冷やかされる
- ・授業を抜け出す
- ・おどおどした態度をとる
- ・ボーッとする



休み時間

- ・一人で過ごすことが増える
- ・よく教室外に出て行く
- ・よく職員室や保健室に行く
- ・他学級の友人と過ごす

昼食時

- ・食事が減る(食べない)
- ・一人で昼食を食べる
- ・自教室で昼食を食べない
- ・一緒に昼食を食べる友人が変わる



持ち物

- ・靴や持ち物がなくなる
- ・持ち物等に落書きをされたり、壊されたりする
- ・教科書等が破れている
- ・頻繁にお金を持ち出す



身体の変化

- ・食欲がなくなる
- ・顔や身体にあざがある
- ・腹痛・頭痛・下痢・脱毛等の症状が現れる

教職員が「いじめではない」、「大丈夫」と即断してはいけません

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題があるから仕方ない 等

いじめと真正面から向き合しましょう

～いじめ見逃しゼロを目指して～

- 常にいじめを**意識・点検**(定期的なアンケート調査・個人面談・家庭訪問等の実施)
- 被害者の訴えを**共感的**に受理
- 情報提供については**真摯に享受**
- 事象には**迅速かつ組織的に対応・情報共有**
- 継続的な**指導・支援と見守り**
- 指導内容の**記録を徹底**(個人別生活カード等の作成・記入)

法の定義に沿った積極的な認知



保存版

いじめのサイン
発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。

☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。

☐ 遅刻や早退がふえた。

☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。

☐ 勉強しなくなる。集中力がない。

☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。

☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。

☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの
ようすは
いかがですか？

夜間（就寝後）

☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。

☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。

☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。

☐ 服がよごれていた、やぶれていたりする。

夜（就寝前）

☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。

☐ 学校や友達の話がへった。

☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。

☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。

☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。

☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。

☐ 買ったおぼえのない物を持っている。

☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しない」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310